

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
雲仙市瑞穂町	西郷②地区 (西原、河内、杉峰、古江、伊古、船津)	令和2年12月10日	令和2年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	213.6	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	191.8	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	43.5	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.0	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.5	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.2	ha
(備考)		

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・集落農業者の高齢化や後継者不在、担い手不足である。 ・山林化しつつある農地の原形復旧や保全管理が困難である。 ・基盤整備地区外の農地、農道、水路の整備が必要である。 ・農業収入だけでは生計を立てていくことが困難であるため、高収益作物の栽培推進など儲かる農業に向け、関係機関が連携して取り組んでいくことが不可欠である。 ・イノシシによる農作物被害が多く発生している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

経営規模縮小及び離農する農家については、認定農業者や認定新規就農者、農地中間管理機構に借受登録している担い手に農地を集積する。 認定農業者や認定新規就農者などの担い手を中心に今後も地域農業を維持していく考えであるが、今後、農家の高齢化や担い手・後継者不足が深刻になることが想定されるため、集落外の担い手や商社の入り作の受入れを推進する必要がある。
注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
計	49経営体、1組合		79.8 ha		95.0 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 平成30年度に実施された農地利用最適化アンケートの結果では、貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、7,910㎡となっている。
○農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借については、原則として、農地中間管理機構を利用した貸借とする。ただし、農地法の農地基盤整備促進法の貸借も可とする。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の制度を活用し、農地の一時的な保全管理や新たな受け手へのマッチングを進める。
○基盤整備への取組方針 基盤整備地区外の農地については、耕作条件が悪いため、借り手がいない状況である。そのため、農地中間機構関連農地整備事業などの有利な国・県の補助事業を活用し、地域ぐるみで取り組む。
○鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。